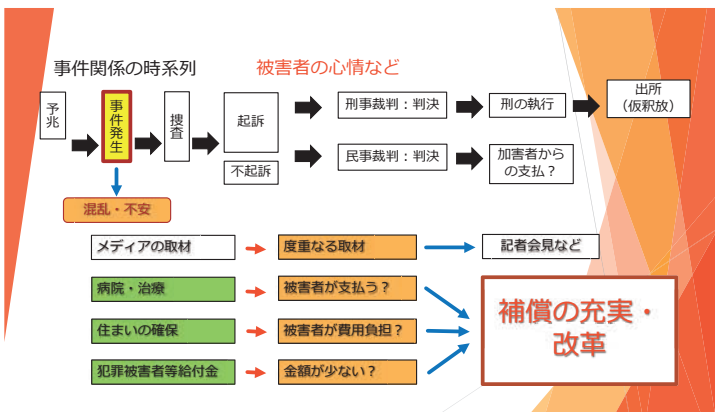


ここからは、私の経験と他の被害者の経験に基づいて、被害者の心情などの時間的な変化をお話します。ただし、被害者それぞれ違いがあることに留意してください。

- ① 予兆があると、恐怖に襲われます。
- ② 事件発生：事件に巻き込まれると、突然のことなので、何をしたら良いのか？



次は、事件発生の直後の具体的な話です。

メディアの取材は、メディアの方々もお仕事でもあるので。。。今は配慮するようになっていきます。少し落ち着いた段階で、記者会見・囲み取材に応じるのが、良いかと。そのように被害者を支援してください。

という混乱と不安に襲われます。メディアが取材に押しかけます。(メディア・スクラム) このような状況での頼りは、警察。今は警察と支援センターです。

- ③ 捜査が始ると、事情聴取を受けます。時間的な拘束と恐怖の喚起（思い出す辛さ）がありますが、事実が分かってくるので、犯人への怒りも沸いてきます。
- ④ 不起訴となるとそれも辛い。
- ⑤ 捜査から裁判に向かうと、「真実の追求」と「参加への不安」の葛藤があります。真実を知る辛さもあります。
- ⑥ 民事裁判で判決が出ても、加害者が支払うことは殆どありません。加害者に取り立てに行けますか？10年で時効にもなります。

- ⑦ 死刑でなければ、出所します。暴行で訴えた被害者が、後に逆恨みされて殺害された事件もあります。出所情報を得ること、被害者の個人情報の保護は重要です。

問題は、次です。

- ① 事件でケガしたら、治療を受けることになります。交通事故の場合は、自賠責保険が適用されますが。。。犯罪被害では、治療費は一義的に治療を受けたものが払う。
- ② 自宅が事件現場になると。。。捜査中はもちろん、捜査後も直ぐには住めない。ホテル泊。血痕などの掃除。
- ③ 犯罪被害者給付金・・・見舞金的な趣旨で作られたもので、金額が低いです。あすの会の活動を通じて増額されましたが、未だ未だ低いです。

※バランスの取れない事例として、秋葉原通り魔事件があります。自動車で殺傷された人と、ナイフで殺傷された人では受け取る金額に差があります。自動車の場合は自賠責保険の対象となるから高いんです。

これらは未だ課題として残っており、補償の充実・改革が必要です。そのため、2022年3月に 新あすの会を立ち上げて取り組んでいます。

## 運営の基本

### 【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収していません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。お礼状をお出ししたいので、できればご連絡先をお知らせいただければ幸いです。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店(普) 2524283  
新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲